

A型7割が基準違反



厚生労働省は14日、「就労継続支援A型事業所」の約7割が、障害者の就労支援を行う害者による清掃作業や

活動収支で最賃払えず 指導強化 障害者就労改善へ

パンの製造といった生産活動収支だけでは最賃を支払えず、サービス事業所の指定基準に違反していることを発表した。職員の人物費などに充てる障害報酬(自立支援給付)から捻出して賃金を払うケースが多い。厚労省は事業所への指導を強化するよう自治体に呼び掛けている。

厚労省が2016年度の経営状況を17年12月までに把握した事業所3036カ所のうち、71%の2157カ所で賃金が生産活動収支を上回る。こうした事業所に厚労省は経営改善計画の提出を求めたが、提出が済んでいたのは1769カ所だけだ。

厚労省は同日、都道府県などの担当課長を集めた会議で「A型事業所が健全な運営となるよう指定権者として指導と支援という観点で取り組んでほしい」と要請した。

(富崎雅則・障害保健福祉部長)と要請した。A型事業所をめぐつては、十分な生産活動を確保せず障害者の働く時間を抑え、障害報酬で賃金を補てんする不適切な事例がかなり問題視されていた。そこで厚労省は17年4月に指定基準を改正し、生産活動の収支の範囲で賃金を支払うことなどを規定した。

しかし、最低賃金を支援A型事業所全国協

経営改善計画書の提出が必要な事業所の内訳			
	5年 以上	5年 未満	合計
法人種別	160	89	249
	7.4%	4.1%	11.5%
営利法人	252	1073	1325
	11.7%	49.7%	61.4%
NPO法人	134	192	326
	6.2%	8.9%	15.1%
その他	33	224	257
	1.5%	10.4%	11.9%
計	579	1578	2157
	26.8%	73.2%	100.0%

議会(全Aネット)は18日、岡山県内で「せとうちサミット」を開催。「久保寺一男理事長は「A型事業の関係者の間には萎縮した空気が感じられる。課題は多いが修正していくばいい」と呼び掛けた。2018年度は好事例を収集し、優良事業所の認定制度を構築する」という。

厚労省によると17年4月時点ではA型事業所は3630カ所あり、約半数が営利法人。利用者数は6万6894人で精神障害者が約半数を占め最も多い。16年度の平均月額賃金は7万720円。事業所数は12年度の2・3倍に増えた。

(福田敏克)